

# 青森県報

第二百四十号

令和二年  
十一月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……三
- 道路の供用の開始……………(同) ……三
- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……三
- 都市計画の変更案の縦覧……………(同) ……五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部) ……五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(県青地局) ……六

### 出先機関

## 告

## 示

青森県告示第八百四十三号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったの

で、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第九条の二前段の規定により告示する。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	青森県漁業協同組合連合会	三津谷 明	青森市安方一丁目一の三	令和二〇二四
変更後		松下 誠四郎		

青森県告示第八百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤井薬局	三沢市東町四丁目五の五	令和二〇二四

青森県告示第八百四十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により令和二年九月十五日及び同年十月七日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
日和産業株式会社 八戸工場 青森県八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	フアイード・フイン豚肥育用配合飼料まるまるMAX	2.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 青森県八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印肉用種鶏成鶏飼育用配合飼料フレフラーニターN	2.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 青森県八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印ブロイラー肥育前期用配合飼料ニチワエつけ	2.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 青森県八戸市大字川原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 新胡四王3号	2.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 青森県八戸市大字川原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 子牛育成こなっこ	2.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 青森県八戸市大字川原木字海岸24番7	同左	くみあい標準配合飼料 パクーチツクZK後期	2.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無

青森県告示第八百四十六号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一の1中「下風呂加入区」を「風間浦第一加入区」に、「易国間加入区」を「風間浦第二加入区」に、「蛇浦加入区」を「風間浦第三加入区」に改める。

一の2中「下風呂加入区」を「風間浦第一加入区」に、「易国間加入区」を「風間浦第二加入区」に、「蛇浦加入区」を「風間浦第三加入区」に、「赤石水産加入区」を「鱈ヶ沢町第一加入区」に、「鱈ヶ沢町第二加入区」を「鱈ヶ沢町第二加入区」に改める。

二の表大畑町区域の項の次に次のように加える。

風間浦第一区域

1 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により

風間浦第二区域 風間浦漁業協同組合の地区のうち、大字易国間の区域	1 主として小型定置漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としていかつり漁業
風間浦第三区域 風間浦漁業協同組合の地区のうち、大字蛇浦の区域	1 主として小型定置漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としていかつり漁業

二の表下風呂区域の項、易国間区域の項及び蛇浦区域の項を削る。

二の表車力区域の項の次に次のように加える。

鱈ヶ沢町第一区域

1 底建網漁業

鱈ヶ沢町漁業協同組合の

地区のうち、大字赤石町、大字姥袋町、大字照田町、大字館前町、大字深谷町、大字南金沢町、大字種里町、大字森町、大字鬼袋町及び大字一ツ森町の区域	1 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業及び総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 2 底建網漁業 3 底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業
--	---

二の表鱒ヶ沢区域の項及び赤石水産区域の項を削る。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一〇一号	前	後	前	後	前	
2	県道	田子十和田湖線	前	後	前	後	前	

青森県告示第八百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年十二月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

青森県告示第八百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年十二月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

県道田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字滝ノ又一四の八から三戸郡田子町大字田子字滝ノ又一四の八まで	令和二・三・一
-----------	--	---------

公 告

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により鱒ヶ沢都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則

第二十一号) 第二条第二項の規定により公告する。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和三年一月十五日 午後二時から

二 開催の場所

鱒ヶ沢町中央公民館二階大会議室 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二〇九の二

三 案件

鱒ヶ沢都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べるところを申し出ることができる者は、鱒ヶ沢町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和二年十二月二十一日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一  
鱒ヶ沢町建設管財課 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二〇九の二

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課  
鱒ヶ沢町建設管財課

2 閲覧期間

令和二年十二月八日から同月二十一日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

鯉ヶ沢都市計画区域における整備、開発及び保全の方針の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人  
住 所  
氏 名

意見の要旨及びその理由

㊦

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東北都市計画区域及び上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり東北都市計画区域及び上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

東北都市計画区域及び上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、東北町企画課

四 縦覧期間

令和二年十二月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
男性警察官用冬制帽ほか 総数八千四百二十一点
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
指名競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和二年十一月十二日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社さくら野百貨店  
青森県青森市新町一丁目一三の二
- 六 落札金額  
五千五百七十七万七千三百三十五円
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和二年十月二日

## 出 先 機 関

### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十一月三十日

東青地域県民局長 金 一 啓

- 一 特定職務の名称及び数量  
1 工事番号 営工東青二第一〇一六号
- 2 工事名 青森県警察本部庁舎耐震・長寿命化改修工事
- 3 工事場所 青森市新町二丁目地内
- 4 工 種 建築一式工事
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
1 名 称 東青地域県民局地域整備部建設管理課
- 2 所在地 青森市大字幸畑字唐崎七六の四
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和二年十月九日
- 五 落札者の名称及び住所  
大成・鹿内・盛特定建設工事共同企業体  
大成建設株式会社東北支店  
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目一の一  
株式会社鹿内組  
青森市大字野尻字今田九七の一  
株式会社盛興業社  
青森市奥野一丁目一の二三
- 六 落札金額  
二十四億三千九百八十万円
- 七 落札者を決定した手続  
価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札（簡易型Ⅰ）の方法により落札者を決定したものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和二年八月二十四日

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円